

福島第一原子力発電所 事故直後における協力企業作業員の 緊急作業従事者未登録及び被ばく線量修正について

2020年10月30日

東京電力ホールディングス株式会社

協力企業作業員の緊急作業従事者未登録及び被ばく線量修正について（1/2）

<事象概要>

- 福島第一原子力発電所の事故当初に構内において作業に従事した協力企業社員が「緊急作業従事者※」に未登録である可能性が確認され、その後の同社の社内調査等の結果、下段の新規登録、修正が必要であることが判明した。
 - ・ 緊急作業従事者新規登録者 4名
 - ・ 線量修正対象者 18名
- 2020年7月に当該協力企業から調査結果の報告を受け、緊急作業従事者新規登録4名について、当社の線量管理システムへの登録，ならびに被ばく線量の修正が必要な18名の線量修正登録を実施した。
- 今後線量の再集計を行い、厚生労働省に報告している「被ばく線量分布」など対外報告書の訂正を行う。

<事象の経緯>

2019年秋ごろ、協力企業社員が同僚との会話の中で、厚労省が発行している「緊急作業従事者登録証」の存在を知る。当該の協力企業社員が上長に相談し、その上長が自社社内に相談した後、2020年3月に厚労省に問い合わせ、その後協力企業内で調査を実施し、その結果を踏まえ、2020年7月に東電に登録・修正依頼があった。

※「緊急作業従事者」（厚生労働省大臣が指定した緊急作業に従事した者）

2011年3月11日～12月15日の期間内に福島第一原子力発電所構内にて作業に従事した実績のある者

協力企業作業員の緊急作業従事者未登録及び被ばく線量修正について（2/2）

<厚労省からの要請文書>

- 本件に関して、2020年9月3日、厚生労働省から要請文書「緊急作業従事者等の把握等の徹底について」を受領した。（同日公表済み）
- 2011年3月11日から15日において作業に従事した者のうち、緊急作業従事者未登録の者がいないか等について、関係する元方事業者に対して確認させ、その結果を東電がまとめて、2020年10月8日までに報告するよう要請された。

<厚労省からの要請文書に対する回答（2020.10.8提出済み）>

- 調査内容
2011年3月11日から15日において、入構可能であった登録事業者に対して調査依頼を送付し、再調査を実施させ、その結果を報告させた。
- 調査の結果
本調査の起因となった事業者を除く元方事業者について、再確認した結果、把握漏れや線量再評価の必要が無いことの報告を得た。
 - ・ 全事業者数 165社
 - ・ 回答事業者数 160社
 - ・ 未回答事業者数 5社
 - （内訳）閉業/解散により未回答 4社
 - 所在地および連絡先等不明 1社